共済組合員と被扶養者

共済組合コード表

共済組合への各種届出書や申告書を作成するときは，下記コードを使用してください。

◎ 共　　通	
性　　別	男　1　女　2
年　　号	明治　1　大正　2　昭和　3　平成　4
続　　柄	本人　00 夫　01　妻　02 長男　11　長女　21　母　41　義姉　64　姪　83 二男　12　二女　22　養母　42　義妹　65　義曾祖母　84 三男　13　三女　23　義母　43　義祖母　66　義伯母・義叔母　85 四男　14　四女　24　兄　51　配偶者の孫　67　義姪　86 五男　15　五女　25　弟　52　曾祖父　71　配偶者の曾孫　87 六男　16　六女　26　祖父　53　伯父・叔父　72　子の配偶者　90 七男　17　七女　27　義兄　54　甥　73　孫の配偶者　91 八男　18　八女　28　義弟　55　義曾祖父　74　兄弟姉妹の配偶者　92 九男以上　19　九女以上　29　義祖父　56　義伯父・義叔父　75　甥姪の配偶者　93 養子　20　父　31　孫　57　義甥　76　曾孫の配偶者　94 養父　32　姉　61　曾孫　77　伯(叔)父の配偶者　95 義父　33　妹　62　曾祖母　81　伯(叔)母の配偶者　96 祖母　63　伯母・叔母　82　その他　99

◎ 被扶養者認定申告書	
扶 養 手 当	受給有（申請中を含む）1　受給無　空白

◎ 資格取得・転入届書	
県 費 区 分	県費支弁職員　1　その他の職員　2
共済組合種別	一般組合員　1　船員組合員　2

◎ 療養費・家族療養費請求書	
診 療 種 別	入　院　1　外　来　2　歯　科　3

（Ｈ２３．５改定）

新規採用のとき

公立学校，公立幼稚園，県教育庁及び教育機関の常勤の職員（市町村費支弁職員を含む。）は，職員となった日から公立学校共済組合員（以下「組合員」という。）の資格を取得し，届出をすることにより公立学校共済組合員証（以下「組合員証」という。）が交付されます。

この組合員証は，組合員の資格を証明するもので，病気やけが等で保険医療機関等（薬局を含む。）において診療を受けるときに必要なものですので，大切に保管してください。

（注）　臨時的任用（期限付任用）職員又は非常勤職員は，常勤の職員が勤務する時間以上に勤務した日が 18 日以上ある月が引き続いて 12 月を超え，更に引き続いて勤務することとなった場合，組合員の資格を取得することができます。

資格取得の届出をするときは，勤務実績等の確認のため，あらかじめ共済組合へ連絡してください。

提　出　書　類	・組合員（船員組合員）資格取得・転入届書〔整理番号 2〕 ・採用辞令の写し（所属所長の原本証明があるもの） ・年金加入期間等報告書〔整理番号 6〕 ・組合員住所（変更）届〔整理番号 4〕 ・個人口座申出書〔整理番号 54〕 （注）１　年金加入期間等報告書〔整理番号６〕は，年金加入期間の記入欄が不足する場合は，複数枚使用してください。 ２　被扶養者については，認定関係書類（国民年金第３号関係書類を含む。）を提出してください。 ３　県外交流又は他県の公立学校等を退職した上で本県の公立学校等の教職員として採用されたときは，当共済組合の他支部からの転入扱いとなりますので，次ページの「２　公立学校共済組合の他支部から転入したとき」により手続をしてください。

異動したとき

転　入

１　他の共済組合員から公立学校共済組合員になったとき

例・国立大学法人附属学校等（文部科学省共済組合）からの転入
・知事部局（地方職員共済組合）からの転入
・市町村教育委員会（市町村職員共済組合）からの転入

（注）鹿児島市，指宿市，出水市，霧島市，鹿屋市の各教育委員会又は各市立高等学校（公立学校共済組合（市費支弁組合員））からの転入は除きます。この場合は，次ページの「支部内の異動」により手続をしてください。

提　出　書　類	・組合員（船員組合員）資格取得・転入届書〔整理番号 2〕 ・辞令の写し（所属所長の原本証明があるもの） ・年金加入期間等報告書〔整理番号 6〕 ・組合員住所（変更）届〔整理番号 4〕 ・個人口座申出書〔整理番号 54〕 （注）１　年金加入期間等報告書〔整理番号６〕は，年金加入期間の記入欄が不足する場合は，複数枚使用してください。 ２　被扶養者については，認定関係書類（国民年金第３号関係書類を含む。）を提出してください。

（H28.３改定）

２　公立学校共済組合の他支部から転入したとき
（県外交流又は他県の公立学校等を退職した上で本県の公立学校等の教職員として採用されたとき）

提　出　書　類	・組合員（船員組合員）資格取得・転入届書〔整理番号 2〕 ・辞令の写し（所属所長の原本証明があるもの） ・組合員異動報告書〔整理番号 3〕 ・他県の支部で使用していた組合員証等（原本） ※　組合員証等の回収枚数を，上記の組合員異動報告書へ記入してください。 ・組合員住所（変更）届〔整理番号 4〕 ・個人口座申出書〔整理番号 54〕 （注）被扶養者については，認定関係書類（国民年金第３号関係書類を含む。）を提出してください。

転　出

１　公立学校共済組合員が他の共済組合員になったとき

例・国立大学法人附属学校等（文部科学省共済組合）への転出
・知事部局（地方職員共済組合）への転出
・市町村教育委員会（市町村職員共済組合）への転出
（注）**鹿児島市，指宿市，出水市，霧島市，鹿屋市の各教育委員会又は各市立高等学校（公立学校共済組合（市費支弁組合員））への転出は除きます。この場合は，下記の「支部内の異動」により手続をしてください。**
・退職した上で引き続き他の公務員として採用されたとき

提　出　書　類	・組合員異動報告書〔整理番号 3〕 ・組合員転出届書〔整理番号 5〕 ・組合員証等 ※　組合員証，被扶養者証及び限度額適用認定証等交付されている全ての証は，上記の組合員異動報告書に回収枚数を記入の上，転出（退職）時の所属所を通じて返納してください。 なお，返納すべき証を紛失したときは，組合員証等滅失届〔整理番号 3-2〕を提出してください。

２　公立学校共済組合の他支部へ転出したとき
（県外交流又は退職した上で他県の公立学校等の教職員として採用されたとき）

提　出　書　類	・組合員異動報告書〔整理番号 3〕 ※　当支部で使用していた組合員証等は，転出先の支部へ提出してください。 ・組合員転出届書〔整理番号 5〕

支部内の異動

県内の所属所異動で次に該当するときは，**新所属所から**下記の書類を提出してください。
・市町村費支弁職員の異動
・県費支弁職員から市町村費支弁職員（市町村費支弁職員から県費支弁職員）への異動

提　出　書　類	・組合員異動報告書〔整理番号 3〕 ・転居したときは，組合員住所（変更）届〔整理番号 4〕 （注）１　20 歳以上 60 歳未満の被扶養配偶者が転居したときは，国民年金第３号被保険者住所変更届も提出してください（16 ページを参照）。 ２　県費支弁職員が県費支弁身分のまま所属所を異動する場合で転居したときは，組合員住所（変更）届〔整理番号 4〕のみを提出してください。

（H28.３新規）

退職したとき

組合員が退職（死亡退職を含む。）したときは，その翌日から組合員の資格を喪失します。組合員証等は退職時の所属所を通じて速やかに共済組合へ返納してください。

提　出　書　類	・組合員異動報告書〔整理番号 3〕 ・組合員証等 ※　組合員証，被扶養者証及び限度額適用認定証等交付されている全ての証は，上記の組合員異動報告書に回収枚数を記入の上，退職時の所属所を通じて返納してください。 なお，返納すべき証を紛失したときは，組合員証等滅失届〔整理番 3-2〕を提出してください。 ・年金待機者登録に係る退職届書 ※　所属所長から「若年退職事前報告書」により報告があった 60 歳未満の退職予定者へ送付します。 （注）1　県外交流又は退職した上で他県の公立学校等の教職員として採用された（公立学校共済組合の他支部へ転出した）場合，又は退職した上で引き続き他の公務員として採用された（他の共済組合員になった）場合は，転出扱いとなりますので，前ページの「転出」により手続をしてください。 2　退職日に引き続き再任用制度によりフルタイム勤務職員として採用されたときは，組合員資格が引き続くことになりますので，資格の喪失及び取得の手続は必要ありません。 3　退職後は，任意継続組合員制度（退職後の医療保険制度）に加入することもできます（35 ページを参照）。 4　20 歳以上 60 歳未満の被扶養配偶者については，国民年金第 3 号被保険者の手続も行ってください（16 ページを参照）。 5　組合員資格喪失後，他の公的医療保険制度に加入する際に資格喪失証明書が必要となる場合は，組合員証等を返納の上，共済組合へ請求してください（電話連絡可）。

（H28.3 改定）

異動手続一覧

区分 ＼ 提出書類（○印は必須，△印は該当者のみ）	新規採用者	転入					転出		退職者（再任用制度によるフルタイム勤務職員退職者を含む。）
		他の共済組合からの転入者（例）鹿大附属小 → 町立〇〇小学校	市町村費支弁職員の所属所異動者（例）〇〇小 学校主事 → △△小 学校主事	県費と市費支弁職員間の異動者（例）県立〇〇高校 ⟷ 市立〇〇高校	県費支弁職員の所属所異動者（例）市立〇〇小学校 → 町立△△小学校	当共済組合の他支部からの転入者（県外交流又は退職した上で本県の公立学校等の教職員として採用された者）	他の共済組合への転出者（例）〇〇小 → △△町教育委員会学校教育課	当共済組合の他支部への転出者（県外交流又は退職した上で他県の公立学校等の教職員として採用された者）	
		新所属所から書類提出					旧所属所から書類提出		
組合員資格取得・転入届書 H28.4改定〔整理番号２〕	○	○	—	—	—	○	—	—	—
組合員異動報告書 H26.4改定〔整理番号３〕	—	—	○	○	—	○	○（注8）	○	○（注8）
組合員転出届書 H25.4改定〔整理番号５〕	—	—	—	—	—	—	○（注2）	○（注2）	—
辞令の写し（所属所長の原本証明要）	○	○	—	—	—	○	—	—	—
退職届書（60歳未満の退職者のみ）	—	—	—	—	—	—	—	—	○（注9）
年金加入期間等報告書 H28.4改定〔整理番号６〕	○（注1）	○（注1）	—	—	—	—	—	—	—
被扶養者認定申告書 H26.12改定〔整理番号10〕	△（注3）	△（注3）	—	—	—	△（注3）	—	—	—
国民年金第３号被保険者関係届	△（注3）	△（注3）	—	—	—	△（注3）	—	—	—
被扶養配偶者（国民年金第３号被保険者）の年金手帳等の写し	△（注3）	△（注3）	—	—	—	△（注3）	—	—	—
組合員証及び被扶養者証	—	△（注4）	—	—	—	○（注4）	○	—（注5）	○（注6）
組合員住所（変更）届〔整理番号４〕	○	○	△	△	△	○	—	—	—
国民年金第３号被保険者住所変更届	—	—	△	△	△	—	—	—	—
個人口座申出書〔整理番号54〕	○	○	△（注7）	△（注7）	△（注7）	○	—	—	—

（注１）　「年金加入期間等報告書〔整理番号６〕」は，「前歴報告書」から用紙の名称及び記入内容を改定しました。年金加入期間の記入欄が不足する場合は，複数枚使用してください。

（注２）　履歴書２部は，任命権者が共済組合へ直接送付するので，組合員転出届書のみを提出してください（添付不要）。

（注３）　「被扶養者認定申告書〔整理番号10〕」は，**被扶養者の要件を備える事実が生じた日（発令日）から30日以内に所属所長へ提出してください。**30日を過ぎて提出した場合は，所属所長が受け付けた日から被扶養者として認定されます。
　また，**60歳未満の配偶者の認定申告に際しては，国民年金第３号被保険者関係届（日本年金機構が定める様式）及び配偶者の基礎年金番号が確認できる書類（年金手帳の写し又は基礎年金番号通知書の写し等）を併せて提出**してください。

（注４）　他の共済組合からの転入者は他の共済組合で使用していた組合員証等の写し（所属所長の原本証明要）又は資格喪失証明書（原本）を，また他支部からの転入者は，他県の支部で使用していた組合員証等（原本）を提出してください。

（注５）　**当支部で使用していた組合員証等は転出先の支部へ提出**してください。

（注６）　退職後，任意継続組合員制度に加入するとき（加入手続要）は，新たに任意継続組合員証等を交付しますので，退職前に使用していた組合員証等は，退職後，必ず**退職時の所属所を通じて返納してください。**

（注７）　短期給付金の受取口座を変更するときは，当該用紙に通帳の写し（見開き１面）を貼付して提出してください。

（注８）　**組合員資格を喪失後，他の公的医療保険制度に加入する際に資格喪失証明書が必要となる場合は，組合員証等を返納の上，当共済組合へ請求してください（電話連絡可）。**

（注９）　**所属所長から「若年退職事前報告書」により報告があった60歳未満の退職予定者へ共済組合から送付しますので**，内容を確認・修正の上，共済組合へ提出してください。

※　鹿児島市，指宿市，出水市，霧島市，鹿屋市の各教育委員会への派遣者の異動については，各市立高等学校籍の公立学校共済組合員（市費支弁組合員）として手続をしてください。

※　表中の提出書類のうち，整理番号が付してあるものは，共済組合関係申請書等用紙です。

※　書類を提出する際は，封筒や連絡票等に事務手続名等を明記してください。

（H28.3改定）

組合員証等は大切に

公立学校共済組合員として交付された組合員証等の，紛失，盗難，破損等が見受けられますので，大切に取り扱ってください。

また，組合員証等は，民間金融機関等からの融資の際の身分証明等にも使用されることがあり，組合員証等の亡失又は盗難により，思わぬ被害を受けることにもなりかねませんので，保管には十分注意してください。

組合員証等の破損，盗難等による紛失

組合員証等が破損による使用不能，または盗難等による紛失のときは再交付します。

提出書類	・組合員証等再交付申請書〔整理番号 8〕 ・組合員証等（使用不能になったもの）

（注）盗難による紛失のときは，最寄りの警察署へ必ず届け出てください。

記載事項変更

組合員及び被扶養者の氏名等に変更があったときは，組合員証等の記載事項を変更します。

提出書類	・記載事項等変更申告書〔整理番号 9〕 ・組合員証等 ・変更の事実が確認できるもの （戸籍抄本，婚姻届受理証明書，住民票等）

組合員証等の種類

（１）公立学校共済組合員（船員組合員）証
（２）公立学校共済組合員被扶養者（船員被扶養者）証
（３）公立学校共済組合限度額適用認定証
（４）公立学校共済組合標準負担額減額認定証
（５）公立学校共済組合特定疾病療養受療証
（６）公立学校共済組合高齢受給者証
（７）公立学校共済組合任意継続組合員証
（８）公立学校共済組合任意継続組合員被扶養者証

（注）（１），（２），（７）及び（８）に掲げる証の裏面に設けられている臓器提供意思表示欄への記入は任意であり，記入を義務付けているものではありません。

（Ｈ２３．５改定）